

資料②

第2期古賀市文化芸術振興計画(案)

古賀市

古賀市教育委員会

令和6(2024)年3月

はじめに

古賀市は、・・・

令和6(2022)年3月

古賀市長 田辺 一城

## 目次

はじめに

## 目次

### 第1章 第2期古賀市文化芸術振興計画の目的と策定に係る基本方針

- 1 第2期計画策定の背景
  - (1) 社会情勢の変化と文化芸術の役割
  - (2) 文化芸術をめぐる国の動向
  - (3) 古賀市の文化芸術に関する施策
  - (4) 第1期計画の総括
- 2 第2期計画の目的と策定に係る基本方針
  - (1) 第2期計画の目的
  - (2) 第2期計画策定に係る基本方針
  - ~~3 第2期計画の位置付け~~
    - ~~(1) 上位計画等と本計画との関係~~
    - ~~(3) 計画の期間~~

### 第2章 第2期古賀市文化芸術振興計画について

- 1 市民の文化芸術活動に係わる~~関する~~ビジョン
- 2 計画の施策
  - 市民の文化芸術活動に係わる~~関する~~ビジョン
  - ~~市民が文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境~~  
古賀の「たから」の活用
  - 行政の活動目標(施策)
  - 団体等の活動目標(施策)
- 3 計画の概要図

### 第3章 計画の推進について

- 1 推進状況の確認と評価
- 2 計画推進の体制

### 資料編

- ・古賀市文化芸術審議会委員名簿
- ・古賀市文化芸術審議会の審議内容
- ・古賀市文化芸術振興条例

## 第1章 第2期古賀市文化芸術振興計画の策定に係る基本的考え方

本章は、第2期古賀市文化芸術振興計画(以下「第2期計画」という。)の策定にあたって、まず影響を及ぼす事項を「第2期計画策定の背景」として、文化芸術をめぐる国の動向、古賀市の文化芸術に関する施策、第1期古賀市文化芸術振興計画(以下「第1期計画」という。)の総括などについて述べ、その後、それらの事項を踏まえ、第2期計画の目的とその策定に係る基本方針、及び第2期計画の位置付けなどについて述べる。

### 1 第2期計画策定の背景

#### (1) 社会情勢の変化と文化芸術の役割

文化芸術の定義については、多様な考え方があり、一定枠にはあてはまるものではありませんが、多くの人たちと取り組める豊かな分野と言えます。

平成13(2001)年に施行された、文化芸術基本法の前文においては、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とあるように、文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなりえるのです。

しかし、戦後最大といわれる平成23(2011)年3月におきた東日本大震災をはじめ、多発する自然災害や、それら復興への道半ばで、平成31(2019)年12月から世界的に猛威をふるう新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのコミュニケーションの分断が余儀なくされてきました。

私たちはこのような経験をしたことで、さまざまな文化芸術活動が、度重なる災害等により傷ついた心を癒やし、一人ひとりの生きる力を呼びおこす一翼を担っていることを、再認識したのではないのでしょうか。

近年では、文化芸術が健康や高齢者問題など福祉等の分野にも良い影響を与えるとという研究も進んでおり、心だけでなく体も豊かにし、社会参加を促す可能性も持っていると考えられます。

このように、文化芸術の振興を図る意義は深く、古賀市の発展に大きな役割を果たすものです。

#### (2) 文化芸術をめぐる国の動向

国は、平成29(2017)年6月に文化芸術振興基本法を「文化芸術基本法」に改め、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。これに基づき、新たに「文化芸術推進基本計画」が策定され、

今後の文化芸術施策の目指すべき姿や基本的方向性が示されました。

また、障がいのある人による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、平成30(2018)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、新たに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

これらの「文化芸術をめぐる国の動向」から、「全ての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動」と、「文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野の施策との関連性」などが重要と考え、第2期計画に反映していきます。

### (3) 古賀市の文化芸術に関する施策

古賀市は、平成20(2008)年12月に、文化芸術の振興について基本理念を定め、並びに市、市民及び民間団体等が果たすべき役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、本市における文化芸術の振興を図る施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした、「古賀市文化芸術振興条例」を定めています。また、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置し、文化芸術振興の活性化を図っています。

「古賀市文化芸術振興条例」は、市の文化芸術に関する施策の基盤であることから、第2期計画の策定にあたっては、基本理念(第3条)、市の役割(第4条)、市民の役割(第5条)、民間団体等の役割(第6条)などを十分に踏まえます。

一方、平成24(2012)年4月から令和4(2022)年3月まで「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとして、「第4次古賀市総合振興計画」を実行しました。この計画の中で、文化芸術活動の充実と活性化によるまちづくりを推進することを目的とした「古賀市文化芸術振興計画」を策定することが明記され、古賀市文化芸術審議会で協議を重ねて、平成26(2014)年に「第1期古賀市文化芸術振興計画」が完成しました。それから10年間、古賀市生涯学習センター「リーパスプラザこが」が完成するなどの文化芸術施策を進め、計画の進捗状況については、古賀市文化芸術審議会にて確認を行ってきました。

そして、令和4(2022)年度より「第5次古賀市総合計画」が始動し、「ひと育つ こが育つ」の都市イメージのもと、文化芸術に係る施策として、「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」に取り組んでいくこととなりました。

第2期計画では、~~「第5次古賀市総合計画」は、「古賀市文化芸術振興計画」の上位~~

~~に位置することから~~、これら二つの文化芸術に係る施策（「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」）の~~を第2期計画の目的として~~実現を目指します。

#### 【古賀市文化芸術振興条例】基本理念

- 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということ  
を踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受  
する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加  
し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、  
文化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努め  
なければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、  
市内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び  
継承を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

#### 【第5次古賀市総合計画】

古賀市がめざす、都市イメージ

##### ひと育つ こが育つ

人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ  
未来に向かって育ち続けるまち

文化芸術に係る施策と目標

##### ■施策

豊かな心を育む文化芸術活動の促進

##### ■目標

- ・ 文化団体が市と協働して子ども（中学生以下）が文化芸術に触れる機会  
を提供できている状態
- ・ 子どもが文化芸術への関心を高め、実践し、将来的に文化活動を担う  
人材となり、また次の世代につなぐという循環ができている状態

##### ■施策

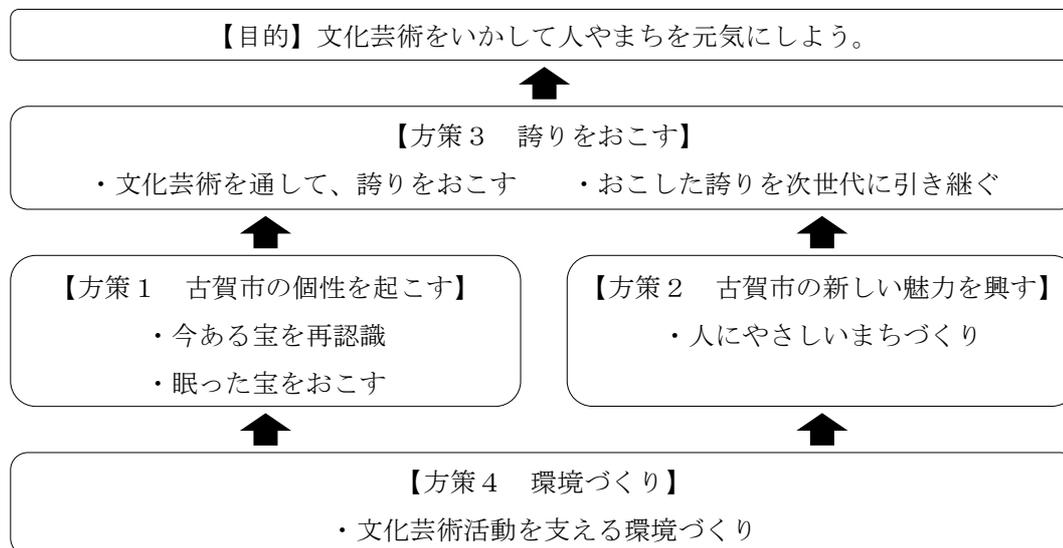
郷土愛を育む文化財の保存・活用

##### ■目標

- ・ 本市の貴重な文化財に関心を持ち、市を訪問する人や交流する人が増  
加し、市の知名度と魅力が向上している状態
- ・ 市民が身近に存在する文化財の重要性を理解し、地域が文化財を誇り  
に感じ、後世へ継承する機運等が高まっている状態
- ・ 文化財を守り・伝え・活かす人材が将来にわたり持続的に育成されて

#### (4) 第1期計画の総括

##### 第1期古賀市文化芸術振興計画の体系



第1期計画の期間中においては、「全ての市民が参加できる、文化芸術の場を提供する」ことをはじめ、アクションプランを基に様々な取組をしてきました。ハード面では、平成28(2016)年8月に古賀市生涯学習センター「リーパスプラザこが」の交流館が完成し、中央公民館、図書館・歴史資料館と建物が繋がり一体化したことで、文化芸術活動の拠点として大きく前進をしました。ソフト面では、新たな文化芸術活動の取組に挑戦し、また、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を学校と連携して実施してきました。

古賀市が、令和3(2021)年度に文化芸術関係団体に対して実施した「文化芸術活動に関する団体アンケート」の結果からは、アクションプランの実施状況について一定の成果はあるものの、十分に至っていない面も**確認されました**~~あります~~。また前述したように、新型コロナウイルス感染症の猛威により活動がままならないという意見が多数ありました。

例として、前述のハード面の大きな前進により拠点をともに利用する機会が増え、「団体が他の文化団体と交流した」と回答したのは83.3%であり、自由記載においても、文化活動の原動力となっている一面がうかがえました。一方で、「異なるジャンルの団体との交流を深め、活動内容やエリアを広げ、新たな団体の魅力をつくりだそう」については、「障がい者との交流」は27.8%、「外国人との交流」は0%、「企業との交流」は22.2%で、交流を十分に出来たかという点では不十分であることが分かりました。活動資金や後継者の育成面で課題を抱えている団体が多いことも分かっており、異なるジャンルとの交流・協働や新たな取組の創出、次世代への引継ぎには、課題を残しています。

以上のことから、「方策3 誇りをおこす」の「文化芸術を通して誇りをおこす」「お

こした誇りを次世代へ引き継ぐ」は、未だ発展途中であると言えます。また、第1期計画で「すべての人が文化芸術に触れる機会をつくっていく」ことに取り組んできましたが、これは文化芸術振興の根底にあるため、今後も続けていくべきであると考えます。

これら「第1期計画」の総括は、①第1期で目的を達成できた~~事項ごと~~、②第2期計画でも引き続き実施すべき~~事項ごと~~(文化芸術を通して誇りをおこし次世代へ引き継ぐ、すべての人が文化芸術に触れる機会をつくっていくなど)、③第1期計画の期間中に生じた社会変化(多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進等)により新たな施策を講じる必要がある~~事項に分類され、ごととなりました。~~この中から、②と③の事項を第2期計画に反映します。

## 2 第2期計画の目的と計画策定に係る基本方針

### (1) 第2期計画の目的

第2期計画は、古賀市文化芸術振興条例の基本理念等と第1期計画の総括、第1期計画の期間中に生じた文化芸術をめぐる新たな国の動向、および多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進などの社会情勢の変化を踏まえ、第5次古賀市総合計画の施策である「豊かな心を育む文化芸術の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」の実現を図ることを主な目的とします。

#### ■ 豊かな心を育む文化芸術の促進とは(第5次古賀市総合計画より)

市民が文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び続け、将来文化芸術活動を担う人材となるよう、子どものころから文化芸術に触れることができる機会を充実させます。

文化団体と連携した取組や文化芸術活動の支援を通じ、市民全体の文化力の向上を図り、担い手の育成を促進します。

#### ■ 郷土愛を育む文化財の保存・活用とは(第5次古賀市総合計画より)

国史跡船原古墳をはじめとする文化財や地域固有の歴史・伝統を継承するため、文化財への市民の理解を深めることにより、ふるさとへの愛着や誇りを醸成するとともに、観光などさまざまな分野での文化財の活用を推進します。

### (2) 第2期計画策定に係る基本方針

本項では、第2期計画の目的を達成するための計画の策定と、施策を作成するための方法などを「第2期計画策定に係る基本方針」として、次に列記します。計画の策

定にあたっては、古賀市文化芸術振興条例の基本理念(第3条)、市の役割(第4条)、市民の役割(第5条)、民間団体等の役割(第6条)などを十分に踏まえます。

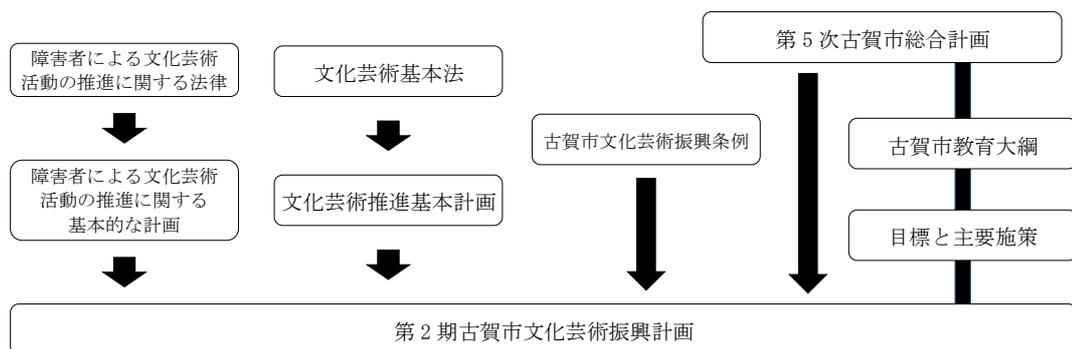
- ・ まず、第2期計画期間中における市民の豊かな心や郷土愛を育む文化芸術活動に関するあるべき行動目標を描き、次に第2章で、それらの文化芸術活動を支援する市と民間団体等それぞれの役割(活動や施策等)、それらの活動の場・環境、およびそれらの相互関係などについて、第1期計画の総括を踏まえながら総合的に計画を策定します。
- ・ その際、文化芸術をめぐる国の新たな動向として、「全ての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動」と、「文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野の施策との関連性」などについて、十分留意します。
- ・ 加えて、第1期計画の期間中に生じた新たな社会変化(多発する自然災害、感染症、デジタル化の推進等)を踏まえ、時代の変化に柔軟に対応した文化芸術活動の施策を展開します。

なお、第1期計画では、市民・団体・行政がそれぞれの役割に基づいて施策を展開し、文化芸術を振興していくこととしていました。しかし、第2期計画では、行政も団体も、「市民」という前提で文化芸術を振興します。

第2期計画と関係法令及び計画等との関連を以下に示す。

### ~~3~~ 計画の位置付け

#### ~~(1)~~ 上位計画等と本計画との関係



(3) 計画の期間

計画期間を10年【令和6(2024)年度～令和15(2033)年度】とします。

【参考】

年度	計画	第5次古賀市総合計画	第2期計画
令和4(2022)			
令和5(2023)			
令和6(2024)			前期開始
令和7(2025)			
令和8(2026)			
令和9(2027)			
令和10(2028)			推進状況の確認
令和11(2029)			後期開始
令和12(2030)			
令和13(2031)			
令和14(2032)			
令和15(2033)			

## 第2章 第2期古賀市文化芸術振興計画について

第2期計画は、「豊かな心を育む文化芸術の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」の実現を図ることを主な目的とします。

### 1 市民の文化芸術活動に関するビジョン

本項では、基本方針に基づいて想定した第2期計画期間中における市民の文化芸術活動に関するビジョンについて列記します。

- (1) 文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び、文化芸術に触れる機会を増やそう。
- (2) 市や団体等の文化芸術活動に参加し、個性や能力を発揮しよう。
- (3) 文化芸術活動を通じて、新たな仲間をつくり社会や多世代の人々と積極的に交流し、それらの活動を次世代に継承しよう。
- (4) 予期しない災害が発生したときでも、新たな発想で仲間と協力しながら文化芸術活動を続けよう。
- (5) 古賀市の文化財への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇りをもとう。
- (6) 古賀市の文化芸術や文化財の魅力を発見し、未来に伝えよう。

このビジョンを実現するために、行政や団体等の文化芸術に関する行動目標、及び、それらの活動を実施する場・環境等、相互関係などを、第2期計画の施策として展開します。

### 2 計画の施策

#### ■ 市民の文化芸術活動に**係わる**~~関する~~ビジョン

- (1) 文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び、文化芸術に触れる機会を増やそう。
- (2) 市や団体等の文化芸術活動に参加し、個性や能力を発揮しよう。
- (3) 文化芸術活動を通じて、新たな仲間をつくり社会や多世代の人々と積極的に交流し、それらの活動を次世代に継承しよう。
- (4) 予期しない災害が発生したときでも、新たな発想で仲間と協力しながら文化芸術活動を続けよう。
- (5) 古賀市の文化財への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇りをもとう。
- (6) 古賀市の文化芸術や文化財の魅力を発見し、未来に伝えよう。

#### ■ ~~市民が文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境~~＝古賀の「たから」の活用

古賀の「たから」は、市民が文化芸術に触れる機会(場)や文化芸術活動を促進する環境であり、具体的には、文化芸術(美術・音楽・演劇・伝統芸能など)、文化財、自然景観、まち並み、それらにかかわる人を指します。(例：リーパスプラザこが、船原古墳、学校施設の地域開放室など)

■ 行政の活動目標(施策)

- (1) 市民が文化芸術に触れられる場所や文化芸術活動を促進する環境の整備
- (2) 市民が個性や能力を発揮できる場の提供
- (3) 社会参加や仲間づくり、多世代・多文化の人々と交流の促進
- (4) 想定外の災害時でも持続可能な文化芸術活動の促進
  - (5-1) 古賀の「たから」への理解と魅力の発見
  - (5-2) 古賀の「たから」を通じて、ふるさとへの愛着や誇りを高める
- (6) 古賀の「たから」の魅力在未来へ伝える人材の育成

■ 団体等の活動目標(施策)

- (1) 文化芸術に関する積極的なアイデアの発信と雰囲気づくり
- (2) 市民が楽しめる文化芸術イベントの企画と運営
- (3) 団体間や多様な人々と交流を深める活動
- (4) 災害時でも工夫して、継続的な活動を推進
- (5) 古賀の「たから」をテーマにした活動による魅力の発信
- (6) 団体継続のための人材育成

### 3 第2期計画の概要図

### 第3章 計画の推進について

#### 1 計画推進の体制

本計画の推進は、計画に示した基本方針及び施策により行われます。

また、文化のまちづくりにおいて、市民の誰もが文化芸術振興の主人公であることを認識し、さまざまな活動を豊かに進め、活力ある地域づくりを推進していこうとするものです。

今後、本計画の実現に向け、市全体で文化芸術を振興していけるために、あらゆる機会を捉えて、計画の内容などについて啓発を行い、計画の内容を理解してもらえよう努めます。

#### 2 推進状況の確認と評価

計画の推進状況は、古賀市文化芸術振興条例に基づき設置された古賀市文化芸術審議会によって確認していきます。しかしながら、文化芸術の何をもって推進基準とするかの判断は難しく、市民ニーズのみを優先することも、あるいは集客率や収益効果数値のみを追求していくことも、本計画がめざす文化芸術の振興とはかけ離れてしまいます。

このため本計画においては、目的である「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」と「郷土愛を育む文化財の保存・活用」の達成状況に重点を置いて推進状況を確認します。

市民一人ひとりが、本計画が示す目的を理解し、意識して行動をおこすことが、数値だけでは捉えきれない文化芸術振興の推進をする上で最も重要であると考えます。